

募集型企画旅行取引条件書

●募集型企画旅行契約

この旅行は松山観光ツアー(以下「当社」という。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。なお、下記旅行条件と別途お渡しする旅行条件書(全文)に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適用されます。

●旅行のお申込み及び成立時期

(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込みください。お申込金は、旅行代金お支払の際に差し引かせて頂きます。

(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知を発信した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をして頂きます。

(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4)お申込金(おひとり) 旅行代金の20% ※大人・小人同額

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払ください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日と致します。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けま
す。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって11日目にあたる日迄の解除無料、旅行開始日
の10日目にあたる日以降の解除 旅行代金の20%、7日目にあたる日以降の解除 旅行代金の
30%、旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%、当日の解除旅行代金の50%、旅行開始後の
解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

行程表記載の交通機関の運賃・日帰り入浴料・舞娘手配料金 及び消費税諸税等

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

○死亡補償金 1500万円 ○入院見舞金 2~20万円 ○通院見舞金 1~5万円

○携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします)

●国内旅行保険の加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、当社係員にお問い合わせください。

●個人情報の取り扱いについて

(1)当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内、当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社及び販売店は、旅行中に疫病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に疫病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

(3)その他、個人情報の取り扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取り扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合わせ窓口は次の部署となります。

契約解除の日	取消料の額
旅行開始日の前日から起算して11日目にあたる日迄解除	無料
旅行開始日の10日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日(開始前)の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2021年12月24日を基準としています。また、旅行代金は2021年12月24日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。